

② 情報公開

1 情報公開の必要性

情報公開は、**国民に開かれた行政の実現を図るために必要**です。
そのため、法律で以下の事項が定められています。

- (1) 国民主権の観点から国民誰もが利用目的を問わず、行政機関が保有する行政文書を開示請求する権利が認められています。
- (2) 行政機関は、以下の理由から、**行政文書の開示義務**があります。
 - ア 国民に対し政府の説明責任を全うするため
 - イ 公正で民主的な行政を推進するためただし、法律に規定された不開示情報を除きます。

2 過去の違反事例

事例1：行政文書開示請求への不適切な対応

【概要】

中央即応集団（CRF）隷下の南スーダン派遣施設隊が作成した日々報告（日報）を含む開示請求に対し、日報が存在しているにもかかわらず、日報以外の文書で対応し、その後行われた類似の開示請求においても、当該対応を踏まえた対応を継続し、当該日報を不存在・不開示としたことが問題となりました。

この事案では、行政文書開示請求について以下のような対応がありました。

- ① 「7月6日～15日の期間にCRF司令部と南スーダン派遣施設隊との間でやりとりした文書すべて」の開示請求において、CRF幹部Aは、日報の存在を認識しつつ、日報が該当文書から外れることが望ましいとの意図をもって日報以外の文書で対応できないか確認するよう部下を指導し、結果、存在している日報を開示しませんでした。
- ② 「南スーダン派遣施設隊が現地時間で2016年7月7日から12日までに作成した日報」の開示請求においては、上記①の対応を踏まえ、日報を文書不存在につき不開示としました。
- ③ 陸幕幹部Bは、システム掲示板に日報が存在する旨の報告を受けた際、日報の開示に係る処置を行うことなく、用済み後廃棄を念頭にシステム掲示板の適切な管理について指導し、結果として日報は廃棄されました。
- ④ 陸幕幹部Bは、統幕に存在する本件日報のみを公表したこととの整合を図るため、CRF司令部幹部Cに対し、適切な文書管理とした上で、日報の廃棄を依頼し、また、陸幕幹部Dに日報の廃棄を指示しました。関係者は、懲戒処分（停職等）となりました。

【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
○開示請求に係る不適切な対応	情報公開法第5条 (行政文書の開示義務)
○行政文書の不適切な管理	自衛隊法第56条 (職務遂行の義務)

② 情報公開

事例2：行政文書開示請求への不適切な対応

【概要】

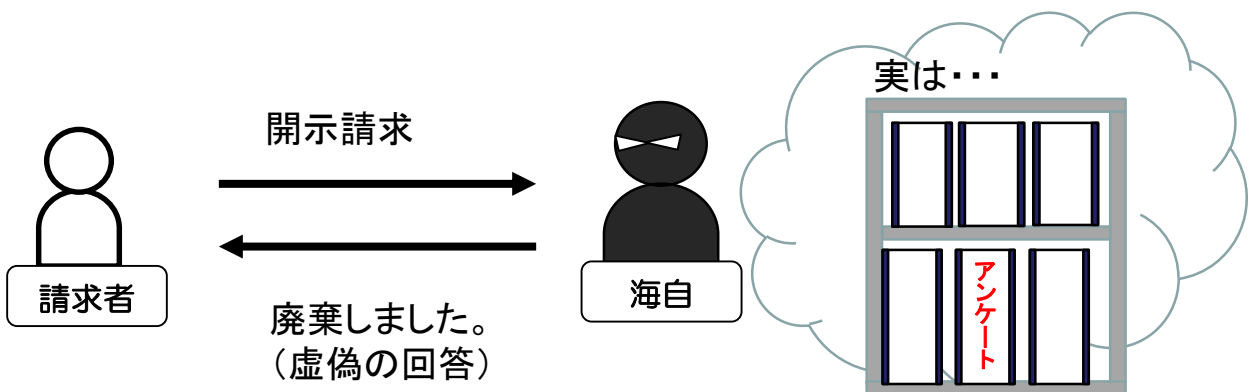
海上自衛隊の護衛艦「たちかぜ」に所属する隊員が、自殺しました。

その年、海自は同護衛艦全乗員に対し、暴行や恐喝の有無を尋ねるアンケートを実施しました。

遺族がアンケート等の開示請求をしたところ、海自は「アンケートは廃棄した。」と回答しました。

これに疑問をもった海自の某幹部がアンケートの開示を海自に働きかけましたが、海自は「廃棄した。」との立場を崩さなかったため、同幹部が東京高裁に「アンケートは残っている。」との意見陳述書を提出しました。その後、海自もアンケートが存在していたことを認めました。

このことから、存在していた調査書類を「廃棄した。」と偽っていたことなどが行政文書管理上不適切であったとして、上記アンケートの廃棄を指示した職員、海幕職員を始め、当時の関係者34名が、懲戒処分等（停職、減給、訓戒等）となりました。



【問題となる事象及び該当法令等】

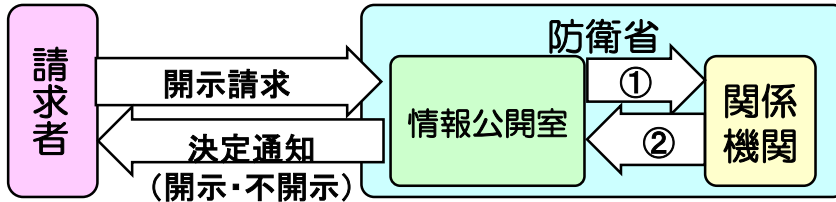
問題となる事象	該当法令等
<u>開示請求に係る行政文書が存在していたにもかかわらず、これを隠匿した</u>	情報公開法第5条 (行政文書の開示義務)
	防衛省行政文書管理規則第11条 (職員の責務)
	防衛省行政文書管理規則第15条 (職員の整理義務)

2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

② 情報公開

3 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

(1) 情報公開手続



① 文書の特定

情報公開室は、開示請求された行政文書に該当すると思われる文書を特定し、関係機関に特定した旨を通知します。開示請求に該当すると考えられる行政文書が存在しない旨の決定を行うに当たっては、情報公開査察官に事前に通知します。

② 機関等の開示決定手続

全部若しくは一部を開示し、又は全部を開示しない旨の決定に係る意見を付し、防衛大臣に上申します。

区分		概要
開示		不開示情報に該当する記録がない（情報公開法第5条）。
	裁量的開示	不開示情報が記録されている場合でも、防衛大臣が公共の利益等のため開示が必要と判断し、開示するもの（同法第7条）。
部分開示		一部に不開示情報が記録され、容易に区分して除くことができるとき（同法第6条）。
全部不開示	不開示	存在 <ul style="list-style-type: none"> ・全部に不開示情報が記録されている場合（同法第5条）。 ・一部に不開示情報が記録されているが、不開示部分を容易に区分して除くことができないとき（同法第6条）。 ・当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるとき（同法第6条）。
		不存在
存否応答拒否		行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき（同法第8条）。

(2) 不開示情報の類型（情報公開法第5条）

- 個人に関する情報（1号）
- 法人等に関する情報（2号）
- 国の安全等に関する情報（3号）
- 公共の安全等に関する情報（4号）
- 審議、検討等に関する情報（5号）
- 事務又は事業に関する情報（6号）

② 情報公開

(3) 行政文書の探索

ア 文書管理者の指導の下、情報公開実施担当者は、**行政文書ファイル管理簿での検索のほか、保有する全ての行政文書（電磁的記録を含む）について、執務室内、書庫・端末（ファイルサーバの共有フォルダに保存した文書も含む。）、記憶媒体等を漏れなく探索しなければなりません。**

イ 探索の結果、対象文書を保有していないとの判断に至った場合は、**必要に応じて探索範囲を拡大するなどして当該文書の特定に努める必要があります。**

(ア) 行政文書ファイル管理簿に登録されていなくても、本来、行政文書として管理すべき文書、データ等については開示対象となります。

(イ) **保存期限が過ぎていても廃棄していない場合は、開示対象となります。**

ウ 開示請求に該当すると考えられる文書を確認できなかった場合の措置

(ア) 文書の保有を確認できなかった場合、開示請求日から2週間以内に報告し、併せて開示請求に該当すると考えられる文書を作成又は受領した可能性のある場合の配布先等、更なる探索に必要な情報を併せて上級部隊に報告します。

(イ) 情報公開室は、(ア)の通知内容を基に、関係する部署に探索範囲を拡大し探索を依頼します。

(ウ) (イ)の探索範囲の拡大及び再度の探索の結果、行政文書が存在しないとの判断に至った場合は、文書管理者は「情報公開業務における行政文書の探索に際し開示請求に合致すると考えられる行政文書を確認できなかった場合の措置等について（通知）（防官文第15400号。30.9.28）」に示す「行政文書探索結果」を作成し、開示決定手続に付す必要があります。

4 開示請求に該当すると考えられる文書を最終的に探索できなかった場合の情報公開査察官の実施する査察業務について

(1) 査察の目的

行政文書の不存在による不開示決定がなされた場合に査察を行うことにより、その判断の妥当性を厳格に確認することです。

(2) 査察の方法

ア 不存在による不開示決定の際に作成された行政文書等を調査します。

イ 文書管理業務及び情報公開業務に従事する職員への聞き取り調査を実施します。

ウ 実地調査を実施します。

2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等